

「共同活動支援交付金に係る業務方法書」 新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p style="text-align: center;">共同活動支援交付金に係る業務方法書</p> <p style="text-align: right;">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p> <p>第1章 総 則 [略]</p> <p>第2章 事業の実施</p> <p>(実施方針等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(資金等の管理)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(交付金に係る採択申請及び採択決定)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(交付金に係る交付申請及び決定)</p> <p>第6条 対象活動組織の代表者は、交付金の交付を受けようとする年度の4月30日までに、関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る交付金交付申請書(様式第13号)を道協議会長に提出するものとする。</p> <p><u>なお、採択を受けようとする対象活動組織の代表者は、前条第1項に基づく共同活動支援交付金に係る採択申請書(様式第1号)を提出後、速やかに共同活動支援交付金に係る交付金交付申請書(様式第13号)を関係市町村長を経由して、道協議会長に提出するものとする。ただし、必要に応じて採択申請に係る手続きと交付金交付申請に係る手続きを同時に行うこともできるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 対象活動組織の代表者は、<u>前条</u>第4項に基づき共同活動支援交付金に係る採択変更承認申請を行う場合は、速やかに関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る交付金変更承認申請書(様式第15号)を道協議会長に提出するものとし、<u>同時に提出することもできるものとする。</u></p> <p>4～5 [略]</p> <p>(交付金に係る概算払申請及び支払)</p> <p>第7条 対象活動組織の代表者は、概算払の申請をしようとするときは、第6条第2項の交付金交付決定通知書受領後、別途定める日までに、様式第18号により関係市町村長を経由して道協議会長に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(交付金の返還等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>第3章 報 告 等</p>	<p style="text-align: center;">共同活動支援交付金に係る業務方法書</p> <p style="text-align: right;">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p> <p>第1章 総 則 [略]</p> <p>第2章 事業の実施</p> <p>(実施方針等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(資金等の管理)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(交付金に係る採択申請及び採択決定)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(交付金に係る交付申請及び決定)</p> <p>第6条 対象活動組織の代表者は、交付金の交付を受けようとする年度の4月30日(採択年度においては、採択後速やかに)までに、関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る交付金交付申請書(様式第13号)を道協議会長に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 対象活動組織の代表者は、<u>第5条</u>第4項に基づき共同活動支援交付金に係る採択変更承認通知書を受領した場合は、速やかに関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る交付金変更承認申請書(様式第15号)を道協議会長に提出するものとする。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(交付金に係る概算払申請及び支払)</p> <p>第7条 対象活動組織の代表者は、概算払の申請をしようとするときは、第6条第2項の交付金交付決定通知書受領後、別途定める日までに、様式第18号により関係市町村長を経由して道協議会長に申請するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(交付金の返還等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>第3章 報 告 等</p>	<p></p> <p>改正 (手続の簡素化)</p> <p>改正 (手続の簡素化)</p> <p>字句修正</p>

「共同活動支援交付金に係る業務方法書」 新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>(実施状況の報告) 第9条1～3 [略]</p> <p>4 道協議会長は、必要に応じて対象活動組織の代表者に対し、関係市町村長を経由して、交付金の実施状況について、<u>報告すること</u>を求めることができる。</p> <p>(体制整備構想) 第10条 [略]</p> <p>(指導・助言) 第11条 [略]</p> <p>第4章 雑 則</p> <p>(事業期間) 第12条 [略]</p> <p>(その他) 第13条 [略]</p> <p>附 則 <u>(平成19年4月16日)</u> この業務方法書は、平成19年4月16日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成〇〇年〇月〇日)</u> <u>1 この業務方法書は、農林水産省農村振興局長の承認の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。</u> <u>2 この業務方法書の改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなす。</u></p>	<p>(実施状況の報告) 第9条1～3 [略]</p> <p>4 道協議会長は、必要に応じて活動組織の代表者に対し、関係市町村長を経由して、交付金の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>(体制整備構想) 第10条 [略]</p> <p>(指導・助言) 第11条 [略]</p> <p>第4章 雑 則</p> <p>(事業期間) 第12条 [略]</p> <p>(その他) 第13条 [略]</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成19年4月16日から施行する。</p>	<p>字句修正</p> <p>農林水産省 農村振興局 長の承認日 を以て改正 する。</p> <p>追加（従前 手続も認 めるため）</p>